

学校運営協議会の委員のみなさまへ

芦屋市教育委員会

近年の急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題は、より複雑化、多様化しています。

そうした状況の中、学校はもちろん、地域住民や保護者のみなさま一人ひとりが、地域にお住まいの子どもたちの教育に関する当事者となり、地域ぐるみでその教育を進めることが、「よりよい学校づくり」のみならず、「よりよい地域づくり」にとっても非常に大切であると考えています。

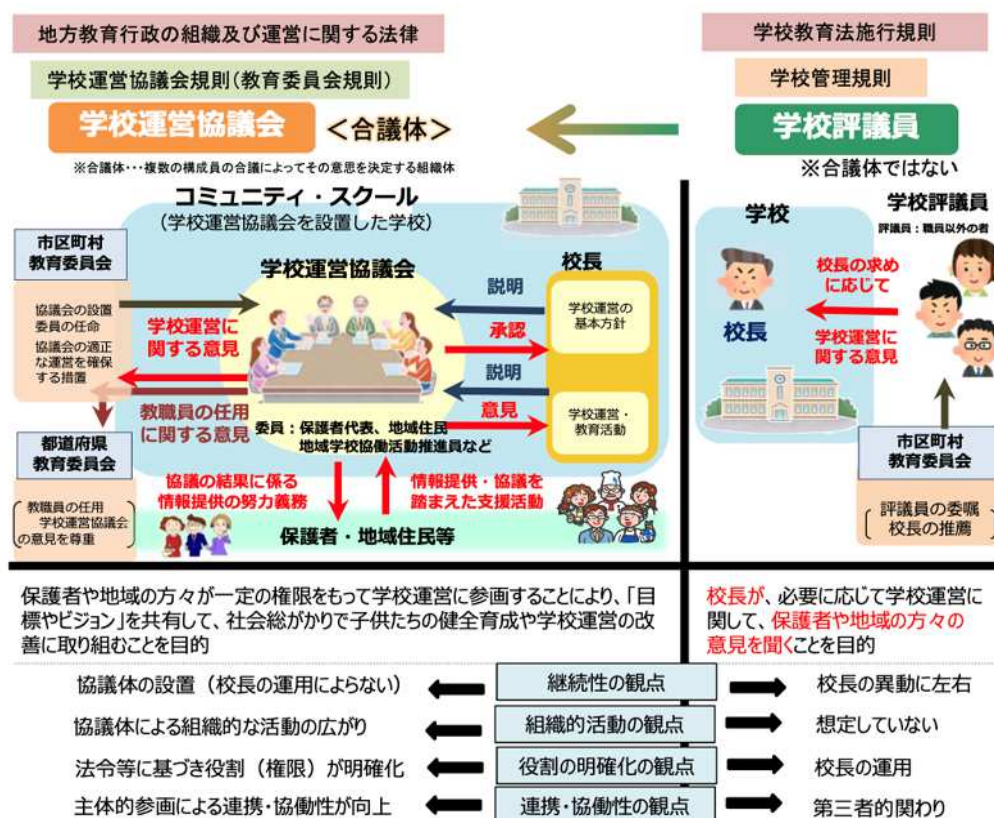
このような趣旨に基づき、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進めるため、芦屋市では令和6年度より全市立小・中学校に「学校運営協議会」を設置することとなりました。

みなさまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



学校運営協議会

学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、それぞれが役割を担って協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいた仕組みです。



学校運営協議会の委員について

- 保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う方などの中から芦屋市教育委員会が任命します。
- 非常勤の特別職公務員です。(守秘義務があります。)
- 報酬は年額 3,000 円です。
- 任期は、任命した年度の年度末までです。ただし再任は妨げません。

委員のみなさまにお願いする役割

「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議します。

- 育てたい子ども像や学校運営のビジョンを共有し、学校運営の基本方針を承認します。
- 学校の状況を理解いただき、学校運営や教育活動に対する意見をいただきます。
- 地域住民や保護者のみなさま等と学校との協働した教育活動※が進むよう、その橋渡し役などをお願いします。
- 学校評価を行います。
- 必要が生じた場合、学校運営協議会の総意として
 - ①芦屋市教育委員会又は学校に、学校運営に関する意見をいただきます。
 - ②芦屋市教育委員会に、教職員の任用に関する意見をいただきます。(特定の個人に関することは除きます。)

※地域と学校の協働した教育活動

学校・地域が育みたい子ども像・ビジョンに沿って、地域や保護者のみなさまなど幅広く参画いただき、子どもたちの学びや成長を支える様々な活動です。

《主に小・中学校で活動が考えられる例》

- ・登下校時の見守り、校門等でのあいさつ運動
- ・放課後等の学習の支援、調理・裁縫・習字などの実習補助、本の読み聞かせ、昔遊び・暮らしの伝承
- ・配慮が必要な子どもたちの学習補助や見守り
- ・校庭花壇や図書室の環境の整備、学校・学校周辺の清掃
- ・学校行事の準備・受付・片付けの手伝い
- ・子どもたちの参加する地域の祭り・イベント・クリーン作戦など

